

平成29年2月6日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市特別職報酬等審議会  
会 長 平 川 菊 哉

海老名市特別職の職員の報酬等について（答申）

平成29年1月12日付けで諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

- 1 心理専門支援員（臨床心理士）の報酬額について  
心理専門支援員（臨床心理士）については、諮問された報酬額について適当であると思料する。
- 2 社会教育指導員の報酬額について  
社会教育指導員については、諮問された報酬額について適当であると思料する。
- 3 上記答申についての審議経過は、別記のとおりである。

【審議経過】

当審議会は、特別職の職員の報酬等について市長から諮問を受け、平成29年1月12日に会議を開催した。会議においては、各委員それぞれが厳正かつ公平な立場で発言し慎重に審議、結果を集約し答申書を取りまとめたものである。

以下、諮問事案の審議経過について概要を記すこととする。

1 心理専門支援員（臨床心理士）の報酬額について

心理専門支援員（臨床心理士）の報酬額については、その職務の特性上、臨床心理士への委嘱を想定しており、既存の「教育支援センター相談員」（日額14,700円）と同等の職務であるとの判断から、同額の日額14,700円とされた。

審議の中で、心理専門支援員の勤務時間（週5日、9:00～16:00）が、教育支援センター相談員の勤務時間（週4日、9:00～17:00）より1時間少ないところの整理が必要ではないかという議論もあったが、心理専門支援員の職務には、緊急的な時間外対応などもあり得ることから、諮問された報酬額については適当であると判断するに至った。

2 社会教育指導員の報酬額について

社会教育指導員の報酬額については、勤務日数や勤務時間が同等である他市と比較しても低水準であり、また、当市の臨時的任用職員（一般事務）の時給950円の水準まで引き上げることは、社会教育指導員の専門的な職務内容からも妥当であり、諮問された報酬額については適当であると判断するに至った。